

泉南市木造住宅耐震設計補助金交付要綱

策 定	平成24年4月1日	要綱第1号
一部改正	平成25年4月1日	要綱第1号
一部改正	平成26年4月1日	要綱第1号
一部改正	平成30年4月1日	要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、本市に存する木造住宅（国、都道府県及び市町村が所有する木造住宅を除く。）の耐震改修計画を作成する所有者に対して、予算の範囲内において泉南市木造住宅耐震設計補助金（以下「補助金」という。）交付することにより、市内の木造住宅の耐震化を促進し、もって地震による人的及び物的な被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第2条第1項に規定する建築物のうち木造のもので、かつ一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅に該当するもの（店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。

(2) 耐震設計技術者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 公益社団法人大阪府建築士会が原則、平成24年度以降に主催する「既存木造住宅の耐震診断改修講習会」を受講し、かつ受講終了者名簿に登録されている者

イ 一般財団法人日本建築防災協会が原則、平成24年度以降に主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講修了者であり、かつ建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士

ウ その他市長がア又はイと同等以上の技術を有すると認めた者

(3) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、耐震診断技術者が木造住宅の耐震性について判定するものであって、一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。以下同じ）」その他市長が適当と認める方法に基づき、木造住宅の耐震性について判定する診断をいう。ただし、当該「一般診断法」または「精密診断法」は、原則、「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」によるものをいう。

(4) 耐震診断結果 耐震診断の判定方法である「一般診断法」又は「精密診断法」による総合評価における上部構造評点（第3号に規定する市長が認める方法による場合にあっては、当該方法を用いて得た数値。以下同じ）をいう。

(5) 耐震改修計画 耐震診断結果の数値が1.0未満の木造住宅について、次に掲げる表左の耐震改修前の構造評点の欄の区分に応じて、同表右の上部構造評点の欄に適合する計画（当該計画に基づく耐震改修工事の見積りを含む）で耐震設計技術者が作成したものをいう。

耐震改修前の上部構造評点	耐震改修後の上部構造評点
0.7未満	0.7以上かつ改修前の上部構造評点+0.3以上
0.7以上1.0未満	1.0以上

(6) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づいて行う工事をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる木造住宅（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、この要綱に基づき既に補助金の交付を受けたものは、対象外とする。

(1) 原則として、昭和56年5月31日以前に建基法第6条第1項に規定する確認を受けて建築された、地階を除く階数が2以下の木造住宅

(2) 耐震診断結果の数値が1.0未満である木造住宅

(3) 現に居住している又は使用しているもの、及びこれから居住するもの又は使用する木造住宅

2 補助対象建築物の所有者と占有者又は土地所有者が異なる場合は、当該建築物の耐震改修計画を作成することについて、当該利害関係者との協議が整っていないなければならない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に規定する補助対象建築物の個人所有者であって、次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 直近の補助対象者の課税所得金額が5,070,000円未満であること。

(2) 泉南市の市税に未納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象経費は、耐震改修計画の作成（以下「耐震設計」という。）に要する費用とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、耐震設計に要する費用の10分7とする。ただし、100,000円を限度とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震設計を実施する前に、泉南市木造住宅耐震設計補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 建基法第6条第4項に規定する確認済証の写し又は同法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し（当該書類がない場合は、建築された年月日が確認できるもの。）

(2) 建物現況図（付近見取り図・配置図・平面図）

(3) 補助対象建築物の耐震改修工事前の耐震診断報告書

(4) 耐震設計技術者であることを証する書類

(5) 耐震設計に要する費用が分かる見積書

(6) 耐震設計工程表

(7) 補助対象建築物の所有者が分かる書類

(8) 申請者の世帯全員（補助申請する前年度の3月31日において、満16歳以上の者に限る。）の直近の所得証明書

(9) 申請者の世帯全員の記載がある住民票

(10) 市税に未納がないことを証する書類

(11) 補助対象建築物の所有者と占有者又は土地所有者が異なる場合は、耐震設計の実施に係るそれらの利害関係人の同意書

(12) 補助対象建築物の所有者が複数あるときは、補助申請者以外の所有者の耐震設計に係る同意書

(13) 中古住宅売買契約書（中古住宅購入に併せて耐震設計を実施する場合）

(14) その他市長が必要と認める書類

2 前項第7号から第10号に掲げる書類で本人の同意があり、かつ、公簿等で確認できるものについては省略することができる。

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金の交付を決定し、泉南市木造住宅耐震設計補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付けることができる。

2 市長は、第1項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことに決定したときは、泉南市木造住宅耐震設計補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者にその理由を付して、その旨を通知するものとする。

3 申請者は、第1項の補助金交付決定前に耐震設計に着手してはならない。

（権利譲渡の禁止）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保してはならない。

（耐震設計の着手）

第10条 補助決定者は、当該通知書を受け取った日からおおむね30日以内に耐震設計に着手するものとし、着手したときは直ちに泉南市木造住宅耐震設計着手届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（耐震設計等の変更及び中止）

第11条 補助決定者は、交付申請内容を変更しようとするときは、第7条に準じて泉南市木造住宅耐震設計変更承認書兼耐震設計補助金交付変更申請書（様式第5号）を市長に申請し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合、第8条1項に準じて決定の内容を変更し、泉南市木造住宅耐震設計変更承認通知書兼耐震設計補助金交付変更決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 補助決定者は、耐震設計を中止しようとするときは、あらかじめ泉南市木造住宅耐震設計中止届

(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による取下げがあったときは、第8条の補助金交付の決定は、取り消されたものとみなす。

(完了報告)

第12条 補助決定者は、耐震設計完了後、泉南市木造住宅耐震設計完了報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象建築物の耐震設計図(補強説明書を含む)
- (2) 耐震設計図に基づく耐震診断報告書
- (3) 耐震設計図に基づく改修工事の見積書
- (4) 耐震設計に係る請求書の写し
- (5) 耐震設計に係る領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による工事完了報告は、耐震設計の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付申請にかかる会計年度の2月25日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による完了報告書を受領したときは、当該報告書等の内容を審査し、耐震設計が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、泉南市木造住宅耐震設計補助金交付確定通知書(様式第9号)により、速やかに補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助決定者は、前条の規定による補助金の交付確定の通知を受けたときは、泉南市木造住宅耐震設計補助金交付請求書(様式第10号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第16条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると認められるとき
- (6) その他市長が不相当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、泉南市木造住宅耐震設計補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により補助決定者にその理由を付して、その旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助決定者に当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、泉南市木造住宅耐震設計補助金返還命令書(様式第12号)により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助決定者に対する指導)

第18条 補助決定者は、補助事業が予定の期間に完了しない場合や補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長報告してその指示を受けなければならない。

2 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認める場合、補助決定者に対し、報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

(帳簿類の整備、保存)

第19条 補助決定者は、当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定に係る年度の翌年から起算して、5年間保管しなければならない。

2 補助決定者は、市長から前項の帳簿類等の提出の指示があったときは、当該帳簿類等を速やかに提出しなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。